

- 1 日 時
平成21年1月16日(金) 午後1時30分から午後5時20分まで
 - 2 場 所
千葉県自治会館 9階 第1,2会議室
 - 3 出席者
委 員：瀧委員長、石黒副委員長
福岡委員、岡本委員、吉門委員、山下委員、佐倉委員、沖津委員、柳澤委員、
寺田委員、宮脇(勝)委員、榊瀧委員、宮脇(健)委員、内山委員
事務局：環境生活部 井原次長
環境政策課 庄司課長、矢沢室長、山本主幹、道上主幹、深沢主査、新井主査、
三田副主査、坂元副主査
傍聴者：8名
 - 4 事 案
(1) JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書について
(答申案検討)
(2) (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書について
(再検討)
(3) その他
 - 5 議事の概要
(1) JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書について
(答申案検討)
別紙1のとおり
(2) (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書について
(再検討)
別紙2のとおり
(3) その他
事務連絡
- 【資 料】
- 1 会議次第
 - 2 JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見(答申案)
(資料1-1)
 - 3 JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価の手続経緯等(資料1-2)
 - 4 JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書の検討結果案
(資料1-3)
 - 5 JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書の関係市長意見の概要
(資料1-4)
 - 6 JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る当委員会の会議録(資料1-5)
 - 7 (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価手続経緯等(資料2-1)
 - 8 (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書委員会資料
(事業者作成資料)(資料2-2)
 - 9 (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書に対する住民
意見の概要と事業者見解の写し(資料2-3)

【別紙 1】

J F E 千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価方法書について

- (1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 資料 1-1～1-4 により、検討結果案、答申案等について説明
- (3) 質疑等

委 員： 答申案の前文の「環境影響のより一層の回避又は低減」の具体的な意味がわからない。「環境悪化のより一層の回避又は低減」ならばわかるが、一般に「環境影響」といえば良い影響も悪い影響もあると考えられるので、日本語として成立していないのではないかと。同様のことが、事業計画にかかわる事項の(1)に「環境影響を可能な限り回避又は低減すること」とあるが、こういう表現は環境影響が悪いものだとして最初から決めつけている気がする。環境影響などと軽く言わないで「環境悪化」と記述していただきたい。

それから温室効果ガスにかかわる事項のところ、主旨がよくわからないのだが、温室効果ガスの効率を明らかにすることなのか。あるいは、この事業は設備更新なので、古い機械では能力が無くなった、能力には物理的な能力と社会的な能力があって、例えば社会的な能力には、古い機械では CO₂ をたくさん排出するので、その様なものをずっと置いておくわけにいかないから更新するといった方針の一つとして、温室効果ガスの削減があるとすれば、市原市長意見にもあったが、温室効果ガスあるいは省エネルギーの効率を明らかにするということは、今ひとつ意味がわからない。さらにそのあとに「当該事業の実施に伴う影響を適切に予測、評価する」との表現があるが、この場合の「影響を適切に予測、評価する」というのは、従来に比べてこれだけ CO₂ が減るから良い影響になっている、ということにつながるのではないかと。「効率」をどのように求めるのか難しいと思うので、表現を検討したほうがよい。

事務局： 「環境影響の回避又は低減」について、この表現は技術指針でも用いられている。確かに、良い影響と悪い影響があると思うが、イメージとしては、悪影響をできるだけ回避又は低減していただきたいということである。

次に「温室効果ガスの効率化の効果」のところは、方法書の中で温室効果ガスについては、CO₂ の年間排出量と電力量当たりの排出量、いわゆる原单位的なものを燃料使用量とその成分から算出し、それを予測、評価することになっている。

この事業の目的が方法書の冒頭に書かれているが、京都議定書目標達成計画に取り組んでおり、その一貫として効率の良いものに更新するということが一つある。それから、東工場にあるコンバインドサイクル発電所を西工場に移設

して、一元管理することによりエネルギー使用の効率化を図るという目的になっている。

CO₂の年間排出量だけ予測すると、出力が増えて燃料使用量が増えるので絶対に増える。それだけでは適切な評価ができないだろうということで、移設して省エネルギー効果を出すということも含めて、効率化の効果を明らかにして、諸々の要素も考慮しないと、量だけの議論では評価が難しいのではないかと考えている。そのため、この事業の目的をきちんと評価できるよう適切に行っていただきたいという主旨の意見である。

委員： 「環境への負荷」などに置き換えられないか。

「効率化の効果」についても、日本語としておかしいのではないか。

委員長： 2つの意見が出たが、事務局に回答をもらう前に、個々の事項について意見はあるか。気象関係はどうか。

委員： 個々の事項については特にはない。前回指摘した、最悪の状況を想定して行っていただけるような内容も、最大影響時を設定してということで盛り込まれたので結構だと思う。

委員長： 大気関係はどうか。

委員： 今回の答申案に盛り込まれている内容で妥当だと思う。

委員長： 騒音・振動関係はどうか。

委員： 事後調査というのは、この時点では入ってこないのか教えていただきたい。

騒音・振動について、計算して問題なければそのまま進むと思うが、その後、環境モニタリングについてはどうなるのか。

事務局： 事後調査の位置づけとしては、予測が不確実な場合や状況を見ながら環境保全措置を詰めていく場合などで、予測、評価した後、準備書の段階で記載されることになる。

委員： 了解した。答申案については、低周波音が盛り込まれているので納得しているが、低周波音は不確定な要素が多いので、モニタリングをどこかで記載しなければいけない。

事務局： 準備書を作成する際に、主務省令でその辺りは規定されているので、予測、評価結果に応じて、不確実性が高いとかいうことであれば事後調査として位置付けることになる。準備書については、この委員会で見ていただいて、事後調査が必要ではないかという意見をいただければ知事意見として出すことになる。主務省令に従って準備書を作成すれば、事後調査項目が明らかになってくるので、項目がおかしいという意見は準備書段階で述べることになる。

委員長： 地形・地盤関係はどうか。

委員： 特にはないが、やはり「環境影響」という言葉が気になった。

委員長： 植物・動物関係はどうか。

委員： 特にはない。

委員長： 鳥類関係はどうか。

委員： 結構だと思う。

委員長： 生態系関係はどうか。

委員： 生態系については指導事項に入れていただいているので結構である。海生生物については、これが精一杯かと思う。「環境影響」については、指針に記述があるとのことだが、やはり検討したほうがよいと思う。

委員長： 景観関係はどうか。

委員： 検討結果案の景観にかかわる事項で、フォトモンタージュの作成という項目がある。この場合 190m の煙突というところが気になっているのだが、事業者が指定している眺望点が 5 か所あるが、それらの地点からのフォトモンタージュの作成を指導されるのか確認したい。

それから、以前質問した事項で、航空法の関係で、視認できるように煙突にランプを付けるということだが、東京湾には多くの煙突があり、フラッシュがかなり目立ってきており、日中の景観を阻害していると思われるので、それについてはどうか。

事務局： フォトモンタージュは眺望点からのものとなる。

航空法の関係については、前回、事業者から回答があり、煙突の高さによって、絶対守らなければならない高さ、代わりのものでもよいという高さがある、今回の 190m 煙突は絶対フラッシュを付けなければいけない、他に逃げ道のないものである、ということであった。

委員長： 触れ合い関係はどうか。

委員： 既に密集した工場がある中で、個別の事業に関して、人と自然との触れ合いをどういう観点から評価すればよいか気になるところであるが、検討結果案で、地点を選定した理由を具体的に記載するようにという項目を盛り込んでいただいている。どういう観点から人との触れ合い、人間との関係を環境影響評価の中に取り込んでいけばよいか、気になっているところであるが、およそこの項目については、何人ぐらいの利用者があって云々ということが記載されるが、それにどのような影響があってどういうことなのかということに特に触れられないまま環境影響評価が終わってきている。

今回のことで具体的に言えば、地点を選定した理由はもちろん聞いていただきたいのだが、利用者が何人でどういう目的で来たのかということだけではなく、どういう項目を調査項目に入れるのかということも具体的に記載していただきたい。

もう一つ気になるのは、生態系や動植物については、生息状況などについて評価の対象になっているが、周囲の人間の健康状態については、これまで環境影響評価の対象とはなっていないが、組み込める可能性はあるのか。市原市から聞き取り調査を実施してほしいとの意見もあったが、そういったことも組み込む必要があるのではないかと感じているがどうか。

事務局： 検討結果案の人と自然との触れ合い活動の場にかかわる事項について、2 項

目、指導事項として盛り込んでいるが、どのように指導するかという事務局の考えを説明させていただきたい。

まず(1)の地点を選定した理由について、地域の概況のところでは5地点以外にあと2つ、稲毛海浜公園と養老川臨海公園の合計7地点ある、という資料になっている。それが予測、評価の段階になると、この2つが落ちて5つに絞られている。この理由をはっきり記載するよう求めるもので、おそらく遠いところは外したということだと思うが、何も説明なしに減らしているので説明してほしいということである。

2つ目は、触れ合いの場の予測、評価になるが、触れ合いの場の存在と利用状況を調べる。そして、この事業がそこにどのような影響を与えるかについて、技術指針でも強調しているのは、そこへのアクセスについてである。そこを利用する人が使う道路を、例えば資材運搬車両がたくさん通って使いづらくなるか、工事で通行止めになるとか、そういうところをきちんと見ていただきたいという主旨が一番強いと考えている。したがって、現地調査も交通量の状況を調査することになっており、交通量を代表する平日の1日に調査をすることになっているが、2番目の意見は、例えば、搬入計画で亥鼻公園に花見で人がたくさん来る時期に搬入のピークがあるような場合、平日の1日ではなくてそういう時期の状況を調べていただきたいということである。実際の搬入計画に沿って、季節変動があるようなところはその季節に合わせて調査をするように求めるものである。

それから、密集地の健康調査についてだが、残念ながら現在のアセス制度では個々の案件ごとの審査になっている。複合影響のようなものについては、将来計画として明確なものがあれば、それをバックグラウンドにして、それに自分の事業の影響を上乗せしてどうかということを行うよう書かれているが、将来の環境状況がはっきりしている場合に限られており、現在の千葉市臨海部のように密集した場合の影響がどうかということは今の制度では見ることはできない。

聞き取り調査については、市に確認したところ、市の環境審議会で出された意見で、具体的に何を調査するというところまでは出ていないということである。例えば、現地調査に行った際に漁師に状況を聞くといったような、生の声を聞いてもらいたいという意味と思っている。

市長意見については、地元ではこういった心配もあるということ、指導事項の通知とともに写しを事業者に渡すこととしている。

委員： 従来から活動の場の調査というものは、アクセス関係やどの程度の利用状況にあるかということを中心に調査され、評価されてきたと思うが、健康調査は置くとして、そこでどういう活動をしているのか、例えば、海釣り施設やポートハーバーでの行動や活動を含めて、聞き取り調査を行っていただきたいということもあり、申し上げたところである。

事務局： 方法書 4-52 ページが触れ合いの関係だが、調査内容に「活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況」とあり、ここの現地調査に聞き取り調査が含まれている。

委員： 聞き取りの具体的内容がわからないので、地点の選定理由とともに、記載していただきたい。

事務局： 指導事項に、その内容を盛り込むこととしたい。

委員長： 廃棄物関係はどうか。

委員： 指導事項のほうで、中間処理を含めるよう記載していただいているので結構かと思う。

委員長： では、最初に出た 2 つの意見について、事務局どうか。

事務局： まず、温室効果ガスの項目について、方法書 2-1 ページ、対象事業の目的に「より一層のエネルギー利用の効率化を図る計画」とあり、ここの文言を引用したものである。ここで述べられている「効率化」の効果を明らかにしたうえで、という意味である。

「環境影響」については、例えば環境影響評価法に「準備書の作成」という項目があり、準備書の記載事項が決められている。その中で「環境影響評価の結果のうち次に掲げるもの」として、「調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）」とある。確かに、良い影響、悪い影響があると思うが、法律的には「環境影響」という言葉で括っており、技術指針も同様である。

委員： やはりおかしい。今の説明はそれで良いのだが、「影響の回避」、「影響の低減」は、日本語としておかしい。良い影響であれば回避する必要はないのではないか。

委員： 良い影響を与えるための事業を行うならともかく、この事業はそれが目的ではない。事業を行わないのが元々の状況であり、何か事業を行えば影響があるわけで、それを回避するという事ではないか。

委員： それぞれの意見にもっともなところがある。

最近の ISO14000 などに出てくる「環境影響」は、JIS 規格の用語定義で、良い影響も含むと明確に書かれている。

一方、環境影響評価法や県条例、この委員会で議論している県の指針、要綱などについては、環境影響評価の制度自体が、悪い影響という前提があって、それをいかに回避、低減して、関係住民のコンセンサスを得るかという制度になっている。そういう意味では、その枠組みの中で出てきた答申案ということで、事務局の説明のとおりであって、前者の考えで今後進めるのであれば、差し当たってはこの委員会で承認している指針、要綱について、もう一度定義のところを見直していくということをお願いするということで、今回は既に決まっているものに沿って作られた答申案であるので、尊重したほ

うがよいのではないか。

委員長： ミティゲーションという話になってくると、環境の悪い部分に、事業によって環境を良くするということになるので、「環境影響」にはプラスの影響とマイナスの影響の両方が入ってくることになる。今後、ミティゲーションという考え方がどんどん入ってくる可能性があるので、それを見据えて進めるとなると、文言を見直す必要があるのではないか。

一方で、今までの環境影響の考え方だとすると、何か事業を行うことによって悪い方向に進むということになるので、このままの文言でよいと思う。

委員： 日本語として、ここだけ見るとやはりおかしい。

委員： 千葉県環境影響評価委員会という公的立場に属している者としては、千葉県という首都圏の中でも昔の自然環境が残っているような場所で、我々がどういうところに着目しなければいけないかということがある。公害的なところを締め付けるのではなくて、もちろんそういったことを審査するのも仕事だが、むしろ千葉県の元々ある良い環境を守り、さらにそれが現代の生活に合わないとするならば新しい環境を創造していく。創造される環境は当然人工的なものであるので、自然環境とかけはなれた別の環境となるかもしれないが、そういう新しい環境を創造するということができるのが千葉県であるという立場に立つとすれば、「環境影響」は千葉県にいる限りより良い環境を造ろうという立場に立つべきだと思う。これはあまりにもだだっ子をいじめているような感じであって、だだっ子のここをひねると良い子になるのだという観点が抜けているような、非常に冷たい言い方だという感じを持った。千葉県環境影響評価委員会は、最小限の仕事として悪い環境はやめましようと言うことが立場としてあるが、全体の態度表明としては良い影響を出す環境にしていこうという立場がまずあるのではないか。それから、技術的に、事務的に公文書、条例が出てきて、そこでは「環境影響」で統一されている、という下のレベルの話になる。一見しておかしいと思う表現は、いくら納得のいく説明であっても変えるべきではないかと思う。

副委員長： まず、「環境影響」についてだが、「環境への負荷」とすれば、これについてのいずれの意見にも対応できるのではないか。

それから、温室効果ガスのところについては、「事業の目的である効率化」というのはやはりよくわからない。事業の目的である、エネルギー利用の効率化によって、環境への負荷が低減するのかどうか、影響が少なくなるのかどうか、そういうことであるので、少しわかりやすい表現に改めたほうが良いと思う。

事務局： 温室効果ガスのところは、「効率化」というところだけ抜き出してしまったので、事業の目的である「エネルギー利用の効率化」というところをそのまま引用すれば、副委員長の言われるようにわかりやすくなるのではないかと思う。

それから、「環境影響」については、悪い影響を際だたせるということで、

「環境への負荷」に修正したいが、「環境影響」は回避があって、それができない場合は低減、となるが、「環境への負荷」の場合は低減のみとなるのではないか。

委員長： 負荷がゼロと言うこともあるので、回避があってよいと思う。

委員の方々の思いと訂正の方向性は出てきたと思うので、この答申案については副委員長と事務局と検討して修正したいと思うがどうか。

各委員： （異議なし）

委員長： では、そのようにして答申としたいと思う。

【別紙 2】

(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価準備書について

(1) 議事開始 事務局において資料確認後、委員長により議事進行

(2) 事業者説明 資料 2-2 により、委員意見に対する事業者見解について説明

(3) 質疑等

委員： 環境図が当初の資料に含まれていなかったことについて、センサスをするときに真っ先に作るべき資料だと思う。その環境に何が出現したかということ調べるわけで、ラインセンサスを行うに当たって何が必要なことかということをしっかり認識していただいていない状況で調査が行われているのではないかと、少し残念に思っている。

それから、出発点と終点のところ丸くなっている。例えば、25m 幅であれば、自分の調査地点より前に 25m 四角が左右に 2 区画あって、それが時速 2km で前に進んでいくので、終点は四角にならないといけない。丸くなっているのは、調査の方法を端折って、自分の地点の半径 25m を調べればいいと、調査の方法を間違えられているのではないかと心配をしている。そういうわけなので、もう一度、なぜ環境図が調査をするうえで必要なのか考えて調べていただきたいと思う。

委員長： 始点と終点が丸くなっている根拠などあったらお話しいただきたい。

事業者： 図を書くときに余分な処理をしてしまい、半径で書いてしまったので修正したい。環境図についての御指摘はもっともだと思う。御指摘の形で調査は行っているが、環境図は作らず現地で確認しながら行っていたが、今後は環境図を作成したいと考えている。

委員： 大気質の回答については、おおむね妥当な回答だと思うが、見解書の 4 番の回答と本日の資料の回答との関連について教えて欲しい。

事業者： ダウンウォッシュの影響に関して、計画している施設については、ダウンウォッシュを回避するような吐出速度を計画しているので、ダウンウォッシュ発生に起因する直近の高濃度は回避できるのではないかと考えている。

委員： では、お聞きするが、ダウンウォッシュの発生を回避する吐出速度の算出をどのようにするか説明していただきたい。

事業者： 現在の焼却施設の煙突の目視によって、ダウンウォッシュ発生時の煙突頂部風速と風向との関係を想定ではあるが確認している。計画施設では、一般的に用いられている関係式等に基づいたものより、もう少し厳しい値を設定している。

委員： この施設については、ビデオで撮影してダウンウォッシュの検討をしているので、撮影時の風速から、この施設ではどの程度の煙突頂部、あるいは適当な

風向風速計の設置地点での風速と、吐出速度との関係から臨界値を設定してもらえればよいと思うが、通常の大気予測の本に書かれている方法、例えば総量規制マニュアルや生活環境影響評価についての指針等に書かれているダウンウォッシュ発生時の臨界値は、吐出速度は風速の1.5倍となっていると思うが、この施設の場合にはもう少し比率の大きいところから発生する可能性がある。

ダウンウォッシュの発生を防ぐための方策として、高さがなんらかの条件で対応できない場合は、吐出速度を上げるよりも、煙突出口の形状を調整したほうがより少ない費用で大きな効果が期待できる。一般的には、煙突の後ろ側に発生する渦が小さくなる、支えのない円筒形のお風呂屋さんのような煙突が理想的で、さらに上を絞るとか、つばをつけるとか、この辺りは煙突の設計指針など少し詳しいものを見れば書いてあると思う。吐出速度をかせぐためには大きなファンを付けなくてはならないし動力費がかかるが、その割には効果が小さいので、煙突の形状のほうでなるべく配慮したほうが、今後の対応が容易になると思う。

委員長： ラインセンサスに関する回答について、質問とのずれがあるようだが、これでよいか。

委員： 一部は前回の委員会で回答いただいております、その回答でよろしいかと思う。

委員長： 委員の発言からは、作業の順番が前後しているという印象を受けたが、その辺りは大丈夫か。

委員： 次の評価書の前に、そこそこ修正されると思う。

委員長： 事業者、よろしいか。

事業者： わかりました。

委員： 外壁の色について指摘したが、回答では周囲の工業団地の建築物が灰色であるからそれに合わせた、とあるが、ここの景観資源は周囲の谷津田であり、谷津田と調和を図るようにしたほうがよい。グレーは極端に影響を与える色ではないが、集団になると大きな影響を与えると予測される。公共施設としては、谷津田の景観資源、地元の景観資源を大事にしたほうがよいと考えるが、それについては回答されていないので、こちらの意図が伝わらなかったようである。

それから、建物の高さをできるだけ低くしてほしいという指摘に対して、技術的に難しいという回答であった。ここでは、谷津田の里山を一部切り取るという工事になる。工場施設は、谷津田の山を越える高さの建築物になるということを見ると、明らかに景観については我慢してほしいということになる。地下水や他の部分の環境を配慮したので、景観は我慢してほしい、仕方がないという回答であるが、景観アセスについて色々調べると、どうしようもない場合はミティゲーションを求めるということが海外の資料に書かれていた。他の環境部分を優先して、景観を我慢させる場合にミティゲーションを検討してもらえないか、ということが次の段階として考えられる。例えば、切り取る森、あるいは里山を超える高さの建物部分など、明らかに景観を壊していると

想定される部分について、これに相当する分のミティゲーションを求めるとい
うことが考えられる。できれば何らかの措置、例えば森を作って環境を壊して
いる部分を償うというようなことは考えられないか。

事業者： まず、色彩については、委員の御指摘を含めて市のほうで検討させていただ
いた。グレーゾーンも含めて、委員から指摘のあった色調の範囲で、できる限
り明るい色調のものにするということで、地元にも了解いただいているという
こともあり、このような回答としたところである。

委員： グレー系でも多少Y Rを入れればできると思うのだが。難しいことではない
と思うが。

事業者： 地元には準備書に記載した形で説明していたので、橙色系を少し入れること
は可能だと思う。

もう一点、ミティゲーションについて、色調については今お話ししたとおり
であるが、形状的に建物の上部の所を景観法などで変えるということは検討し
ていない。伐採する高さは、15m 地盤から 30m 地盤にかけて 15m 程度あるが、
その部分については、縁辺部に残る山林部分とそれにつながる斜面部分ではで
きる限り植栽で工夫をしていくこととしたい。当初は斜面保護ということを優
先的に考えており、1:1.8 の傾斜であったので・・・

委員： つまり、景観上、あるいは植物でもよいが、環境影響を低減するだけ低減し
たが、どうしても景観上これ以上は無理だということだが、無理だとした限界
においても景観を壊しているの、その部分を償う責任が残っているのではない
か、ということである。

事業者： 即答はできない。

委員： 大気について、少し補足の検討をお願いしたいところがある。

今回の回答で、検討するとなっているので、適切に検討されたものが出てく
ることと思うが、その際に参考となる内容として、この準備書では大気の濃度
について色々なモデルで計算されており、それぞれのモデルで計算された結果
は出ているが、最終的にどうなのかということがない。どのモデルで計算して
も最高濃度がこの値なので、モデルの不確定性を考慮して一番高く計算される
モデルを使用した場合でもこれ以下に抑えることができる、というストーリー
になると思うが、その際に、モデルの違いをなるべく分かりやすく表現して
もらいたい。比較ができるようにしていただけるとありがたい。

例えば、資料編 資 7 章 - 89 ページから 91 ページに地形影響がない場合、
92 ページから 95 ページに地形影響のある場合の計算結果が書いてある。地形
影響を考慮しても台地の起伏は煙突の高さに比べると、有効煙突高度を考慮す
れば、通常の予測値のばらつきの範囲におそらく入っていると思うが、その辺
りを分かるようにするために、計算結果ごとの図で凡例の色が異なっており比
較ができないので、できればモデル間の違いを含めて同じ凡例で図の表示をし
てほしい。そして、最後にこれらのモデルで計算した結果の一覧表などを付け

て、モデルの個々のばらつきを考慮してもこの値を超えることがないというような記述をしていただいて、それが環境基準あるいは環境目標値を超えることがないという書き方をしていただければ、おそらく多くの住民が納得してくれるのではないかと期待しているので、なるべく分かりやすい表現にしていきたい。

委員長： 事業者はよろしいか。

事業者： わかりました。

委員： 要約書 23 ページの風配図で、対象事業区域と既存の測定局の比較の図が、現地実測期間中はまったく違っている。年間平均すると図 2 のように、かなり合っている。これについては、どう考えているのか。

委員長： 事業を行ううえで、この違いをどのように捉えているか、ということだと思うが、事業者はどうか。

事業者： 確かに、周辺の地形と現地の地形は異なっているが、周辺の観測局の位置、それから今回実測した位置、そういった地形的、高さ的なものをすべて考慮して重ね合わせ図を作成している。今回の微小地形というか、かなり細長い地形であっても、煙突の高さ、有効煙突高を考えれば年間平均値にはあまり影響がないとして準備書にも記載している。特定の風向に関しては、与えられた条件でどのような濃度的なものになるかということで、短時間濃度で NNE の風向で試算している。そのほかの風向についても試算している。そういう意味では、特定の風向になった場合でも、特に高濃度になるような結果は得られていない。特別異なるような状況にはない、という結果であった。短期濃度で NNE を示しているが、資料編で示したように正規確率はかなり低い状況となっている。今後、どのような風の時に、どのような濃度になるかということは、シミュレーションで確認していきたい。

委員： その考えで結構だが、例えば大学の学生実験などにおいて、谷の中で風をとらえるのは非常に難しい。高層気象があればよいが、地形の影響を受けやすいので、周囲の一番高いところで測っている。それが、北風のとき谷の中ではどうなのか、南風のとき谷の中ではどうなのか、そうすれば谷のような所でも一般風に対してどう変わるかという傾向はつかめる。そのようなことをすれば、説得力があるのではないか。

委員： 7-159 ページ、現地調査の結果のところ、不可解な数字が出ているので確認しておきたい。 L_5 と L_{eq} がまとめて書いてあるが、次のページで L_5 が L_{eq} より小さくなっているところが気になっている。通常、 L_5 が L_{eq} より高くなっているはずである。

事業者： この場所は成田空港の飛行コースの下に入っており、その関係で、飛行時間帯に L_5 のほうが高くなっているのか、すべてそうなのかどうかここでは確認できない。

委員： 調べていただきたい。 L_5 と L_{eq} の関係が、かなり乱れている。山の中の事業

なので騒音では問題ないと思っているが、現地の状況は大事なので、信頼の置けるデータを出していただきたい。特に7-160ページは差し替えたほうがいいかもしれない。

委員長： 確認して、必要ならば修正していただきたい。

事業者： わかりました。確認して報告させていただきたい。

委員長： 悪臭関係はどうか。

副委員長： 特にない。

委員長： 地形・地盤の関係はどうか。

委員： こちらの指摘に対しては、考えていただいているので特にない。

委員長： 植物、動物関係はどうか。

委員： 特にない。

委員： センサス結果をルートごと、ポイントごとに集計しているが、例えば、8月の調査結果と1月の調査結果を合計してしまうような集計の仕方について、冬しかいない種類と夏しかいない種類を一緒に合計して年間の優占率を出してしまっているが、1地点の毎月ごとの数値が基本で、それ以外のことは余分な作業である。わざと難しくして、メジロはこのくらいしかいない、というように表現する結果となっているので、それはいらぬのではないか。素直に、調査回ごとの結果が出てくればいいのではないか。

委員： この場所で保全が図られることは期待できないし、別の場所に移動してもらうという考えで仕方がないのかもしれないが、残置森林と植栽の連続性を図るということで納得するしかないが、これを実現するために、現在様々なところで色々なことが行われており、かなり成功している例もあるので、「十分配慮する」という簡単な言葉だけではなく、様々な実例をよく研究して現地で保全がなされるよう、具体的に検討していただきたい。

委員長： 触れ合いについてはどうか。

委員： 項目として選定されているものではないが、3-84ページに、なお書きで「自然観察会、探鳥会、散策等の活動状況は把握されていない」と書かれている。むしろ、それらを把握し考慮に入れて、周辺環境への影響が少なくなるような配慮をしていただきたい。

事業者： 把握されていない、と記述したが、実際のところ、そういった活動はされていない。あまり色々な人が訪れるような場所ではなく、地元の人が農作業などで通過するような場所である。

人と自然との触れ合い活動ということで考えると、今後、この施設ができた後で発生してくるものであると考えている。我々は市の環境部というセクションであるので、そういう観点を含めて施設完成後に、色々な方々に対する環境意識の啓発という形で対応していきたいと考えている。現状では、人と自然との触れ合いということについては、ないものと考えている。

委員： 工業地域であり、周辺にも人家が多くないとは思いますが、谷津田を切り崩して

行うということで、周辺にかなり自然も残っている。自然観察会や探鳥会が本当にないのか、そういう利用をされる余地がまったくない環境ではないので、ないことを前提にして考えるのは本末転倒ではないか。

市民の森やスポーツ広場にどのぐらいの人がアクセスしているのかということの調査は、この環境アセスとしては必要な調査ではないという感すらする。

委員長： 廃棄物関係はどうか。

委員： 廃棄物については、11月と12月の委員会で対応していただいている。

委員長： 都市計画ではどうか。

委員： アセスメント上は特にないが、隣の野毛平工業団地についてお聞きしたい。

ここは、都市計画的にいうと用途地域としては準工業地域に指定されているのか。それから、予定地は準工業地域に指定されていなくて、これから準工業地域に編入するのか。さらに、成田市としてはこの辺りの地域の用途地域を、将来拡大する方針があるのか。最後に、準工業地域の都市基盤である道路は街路事業で造るのか。

事業者： 工業団地は工業専用地区であり、工場しか建たないところである。事業予定地は、市街化調整区域の中にある。工業団地は市街化調整区域の中の工業専用地区である。土地利用上はまったく異なる位置づけになるが、編入する予定はない。ごみ焼却場の都市施設としての都市計画法の手續について進めているところである。将来的に、成田市全体として、工業専用地区あるいは準工業地区を広げるといふことはいまのところない。全体としては、市街化調整区域と線引きされている中で、土地利用を促進する、あるいは抑制するということになる。一方、事業予定地周辺については、市街化調整区域ということで、周辺の自然を残す形の方角性にある。その辺りを踏まえて、本事業を進めていくという考え方である。最後に道路の関係だが、今回の施設を造るに当たって、ごみ収集車の関係で市道の整備を予定している。これは、街路事業ではなく、道路事業として整備していく。

委員長： 意見は出尽くしたようなので、公開部分はここで終了したい。傍聴者は退室願いたい。

傍聴者退室

(4) 事業者説明 非公開部分について委員意見に対する事業者見解を説明

(5) 質疑等

委員： 各調査地点からの見える範囲、見えない範囲について、追加資料の図2、図3で示されており、また、荒海川北側の尾根の背後など一部が見えないと書いてある。調査をする前に調査定点を決めるが、それを決める前にどれぐらいの視野があるか、定点ごとに360°わかるはずなので、それが集まってこういう形になる、という資料がほしかった。それは調査をする前の定点を選考する時に必要な図であって、後でお願いされたから出すといったものではない。その順番がおかしいのではないか。順番どおり作っているのであれば、後ろが見えないという場所があれば、後背が見えないような図を示していただければいいわけで、調査の進め方のところで、すでにひっかかっているのではないかと心配している。

それから、調査範囲として、追加資料で1.5kmの範囲が示されたわけだが、これも、漏れがないように調べるという意味で、最初に出てこなければいけない資料であって、順番が違うのではないか。

3定点で1年半ほどの調査が行われているが、サシバについては、相当しっかり結果が得られたと考えてよいと思う。しかし、「サシバの行動圏」という図で、破線で囲ってある部分のうち工業団地の部分は移動経路としてだけ使っているので確認例は多くない、というような抽象的な回答となっている。これだけしっかり調査ができれば記録もたくさんあるので、行動圏をしっかりと書ける良い資料になると思われる。丁寧にまとめていただければ、行動圏が出てきて、それをわざわざ飛翔範囲図などという、まるで違うものであるかのごとくの説明にしないでいいのではないか。一番広い範囲はこれだけを使っている、さらに重要な部分はこのところ、一番重要なところは巣の周りこのところ、というようなことが行動圏解析で出てくるのだから、ごく素直にまとめていただければいいのではないか。「確認例は多くない」というような抽象的な言葉ではなく、しっかり調査しているのだから、何百分のいくつというような数値で出せると思う。それは、しっかり示してほしいと、本当に思う。

飛翔範囲図ということに私が固執するのは、そこを頻繁に通るようであれば後ろも見えるような位置にもう1人配置すれば何の心配もないことではなかったか。3点にこだわりすぎたところで、全体を見失うような結果になってしまったのではないか、との思いがあるからである。

サシバについては、この3点で相当に見えたと思う。一般的に、サシバは1つがい、ものすごく小さくておよそ100haぐらい、1km四方ぐらいで生息できるが、通常170~180haぐらいで、なかなか200haまではいかないようである。そのぐらいの種を把握するにはちょうどよかったのだが、オオタカは千葉県の例でも、だいたい500haや600haぐらいの範囲だと思う。隣の巣まで2~2.5km

というのは普通にあることなので、サシバ向きの調査定点をオオタカに応用したことが、オオタカのことをほとんど得ることができなかった結果になってしまったのではないか。

「猛禽類の保護のすすめ方」では、具体的に巣の位置が分からなければ、オオタカの場合巣を3つぐらい作るので、1つに300mぐらいの円を描いて、それが3つだから27haとか30haとか、そのぐらいのところは開発しないでください、というような意味で書いてある。それ以外の場所については、そこが餌を取る場所なのか、頻繁な通り道なのか、どんな役割を持たせた場所なのかを調べてほしい。もちろんご近所もいるので、見つけた個体と同じ個体であるということが分かるのが一番であるが、なかなかそうもいかないの、そのため飛翔図というものを書くことになるわけである。その結果、利用の頻度を考えて、行動圏全体の低い方から5%カットしてみると、少しまとまりのある形になってくる。あるいは、それを10%引いてみたらどうかなど、生息範囲がどこに集中しているかを考えるときの資料になっていく。その時に、できるだけ巣の位置を特定してほしいということから始まっているので、1.5kmの範囲に固執しなければ、色々なところで捕捉できたかもしれない。その結果、非常に遠いところであれば、現在の事業地がそのペアにとって、なんの影響もないだろうと言えるような場所であるかもしれないし、毎日のように餌を捕りに来る場所ということになるのかもしれないが、そういう方向でチェックできない結果となっている。ぜひ、評価書では、しっかり書き込んでいただけるような結果を見せていただければと思う。

委員：先ほど、納得したように発言したが、いまの話を知ると、これはなかなかそう簡単に納得できない。12月の説明で、保全措置はほとんど補完されるとの説明で納得したのだが、いま話を聞くとそう簡単に納得できない。猛禽類も生態系の重要な要素であり、今回の保全措置ではなかなか難しいのではないか。保全措置については、もっと具体的に、それにはいまの委員の指摘にきちんと答えなければ、出てこない可能性があると思う。

委員長：本日の検討結果を、事業者に宿題として渡したい。

大きく3つ、1つは騒音の現況調査の精査を行うこと、2つめは景観の関係で建物高さとミティゲーションについて、3つめはオオタカに関する調査について、利用範囲、利用状況と巣の位置、これらについてもう一度検討していただき、評価書に記載できるよう結果を示していただきたい。

これでよろしいか。

委員：保全措置について、オオタカの餌はほとんど鳥であるので、この場所以外でも餌は間に合うということはわかるが、狭い範囲に住んでいるサシバの餌はヘビ、カエル、トカゲといったものが大部分である。この中で特に、この谷津にカエルがたくさんいるということは調査結果から教えていただいたが、そこに圧力になるような生コンクリートの排水が行くか行かないかは大切であるし、

調整池ができるが、なぜビオトープの考えを取り入れて、カエル向きの場所にできないのだろうか、ということがある。役割としては水の管理のことなのでよくわかるが、それに猛禽類の保全のための役割も加えていただけないということが、最大の疑問である。

オオタカの調査については、とても全体像が見えるような調査結果ではないので評価には進めないのではないかと考えている。

委員長： 今の意見を踏まえて、事業者は検討していただきたい。

それでは、この案件については次回も継続審議としたいが、よろしいか。

各委員： （異議なし）

委員長： それでは、次回も審議することとする。

- - - 以上 - - -